

令和6年度 藤沢市

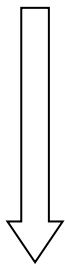
既存住宅断熱改修補助金の手続きの流れ

☆☆必ず藤沢市既存住宅断熱改修補助金交付要綱をご確認ください☆☆

★市内の事業者へ設置工事等を依頼するなどの要件があります。

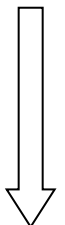
I 申請書の提出について

補助金の申請

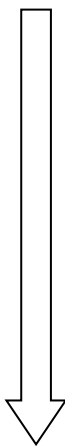


☆2024年(令和6年)8月1日(木)から
2025年(令和7年)1月31日(金)までの間、環境総務課で
先着順で受け付けします。
*申請書に必要事項を記入の上、必要書類と併せて藤沢市役所8階 環境
総務課の窓口へ提出してください。
*交付決定までに約2週間かかりますので、申請書は事業着手予定日の
2週間以上前までに提出してください。

受理・審査



補助金交付決定



通知書を送付

<申請時提出書類>

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 断熱改修する住宅の場所を示す案内図
- (3) 断熱改修する前の現況の写真
- (4) 断熱改修に係る工事請負契約書の写し(契約書に補助対象経費の内訳
明細が記載されていない場合、見積書を添付)
- (5) 断熱改修する住宅の平面図、求積図、求積表、姿図
- (6) 補助対象経費の要件を満たすものであることがわかる書類
- (7) 申請者の住民票(3か月以内に発行したもの)
- (8) 既存住宅断熱改修総括表及び明細書
- (9) 本市に転入して間もない方、又は転入予定の方は、対象となる年度
の課税地が発行する最新の住民税納税証明書
- (10) その他市長が必要と認めるもの

※なお、申請者名義のものをご提出ください。

交付決定通知書(第2号様式)が届いてから、改修工事に着手してください。

★設備が変更になった場合は、完了日より前に変更承認申請書の提出が必要です。

(裏面へつづく)

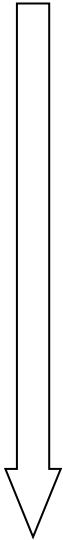


II 完了届の提出について

完了届の提出



受理・審査



補助事業完了後30日以内又は2025年(令和7年)2月17日(月)の
いずれか早い日までに提出

*申請書に必要事項を記入の上、必要書類と併せて藤沢市役所8階 環境総務課の窓口へ提出してください。
窓口へ提出することが難しい場合は、環境総務課まで郵送してください。

<完了時提出書類>

- (1) 断熱改修に係る申請者宛の領収書の写し
 - (2) 施工証明書
 - (3) 断熱改修した後の現況の写真
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 申請時の設置予定場所と完了届の設置場所の住所の表記が異なる場合は、変更がわかる書類(住居表示街区符号等設定等通知書の写しなど)

※なお、申請者名義のものをご提出ください。

断熱改修後の状況の確認をさせていただきます。

請求書の提出… 交付請求書(第6号様式)の提出(完了届と同時に提出可)



受理・補助金支払い…約1か月後に指定口座へ振り込みます。

[提出先・連絡先]

藤沢市役所 環境総務課 ゼロカーボン推進担当

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 (本庁舎8階)

TEL 0466-50-3529 FAX 0466-50-8417 E-mail: fj1-kankyou-s@city.fujisawa.lg.jp

[受付時間] 午前8時半～午後5時(土・日・祝日を除く)